

対馬市告示第53号

平成28年第2回対馬市議会臨時会を次のとおり招集する

平成28年8月12日

対馬市長 比田勝尚喜

1 期 日 平成28年8月22日（月）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
渕上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
初村 久藏君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	作元 義文君
山本 輝昭君	堀江 政武君

平成28年 第2回 対馬市議会臨時会 会議録(第1日)

平成28年8月22日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成28年8月22日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度対馬市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第4 議案第64号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第65号 工事請負契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度対馬市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第4 議案第64号 対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第65号 工事請負契約の締結について
-

出席議員(20名)

1 番 春田 新一君	2 番 小島 徳重君
3 番 入江 有紀君	4 番 船越 洋一君
5 番 渕上 清君	6 番 脇本 啓喜君
7 番 黒田 昭雄君	8 番 小田 昭人君
9 番 長 信義君	10 番 波田 政和君
11 番 上野洋次郎君	12 番 齋藤 久光君
14 番 初村 久藏君	15 番 大浦 孝司君
16 番 小川 廣康君	17 番 大部 初幸君
18 番 兵頭 栄君	19 番 作元 義文君
20 番 山本 輝昭君	21 番 堀江 政武君

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	梅野 浩二君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝尚喜君
副市長	桐谷 雅宣君
教育長	永留 和博君
総務部長	豊田 充君
総務課長	有江 正光君
しまづくり推進部長	阿比留勝也君
観光交流商工部長	俵 輝孝君
市民生活部長	根メ 英夫君
福祉保険部長	仁位 孝良君
健康づくり推進部長	福井 順一君
農林水産部長	西村 圭司君
建設部長	佐伯 廣教君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	須川 善美君
中対馬振興部長	平山 祝詞君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮 喜仁君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	多田 幸喜君
消防長	永留 弘和君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君

午前10時00分開会

○議長（堀江 政武君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回対馬市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） おはようございます。臨時議会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに平成28年第2回対馬市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時議会において御審議願います案件でございますが、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第3号）専決処分の承認案件1件、対馬市温泉施設条例の一部改正1件、峰総合運動公園陸上競技場改修工事（第2工区）に係る契約案件1件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、よろしく御審議いただきまして、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、7月1日付の組織改革により部の名称と担当部長の異動がっておりますので、各自自席から自己紹介をさせます。しまづくり推進部長、阿比留勝也君。

○しまづくり推進部長（阿比留勝也君） 失礼いたします。7月1日付の機構改革によりまして、しまづくり推進部長を仰せつかっております阿比留でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうは、総合計画、振興計画等の総合調整及びふるさと納税、エネルギー政策、創業支援などの特務事業の推進、また、交通政策、地域マネージャー制度、域学連携等の推進を仰せつかっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） おはようございます。7月1日付の機構改革により観光交流商工部長を拝命をいたしております俵といいます。

観光交流商工部では、観光商工課、それから文化交流・自然共生課、博物館建設推進室及び福岡事務所を所管をいたしております。今後よろしくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉保険部長、仁位孝良君。

○福祉保険部長（仁位 孝良君） おはようございます。福祉保険部の部長の仁位でございます。

従来の福祉部の業務に加え、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療が新たに加わりまして、7月より福祉保険部としてスタートをしております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 健康づくり推進部長、福井順一君。

○健康づくり推進部長（福井 順一君） おはようございます。7月1日付で健康づくり推進部長を拝命いたしました福井です。

今回の機構改革により保健部は健康づくり推進部と名称を変更し、厳原の旧いづはら病院跡の東里庁舎に移転いたしました。

所属部署は、健康増進課と地域包括・医療対策課、南北の福祉保健センターと新たに豊玉庁舎に中地区保健センターを配置し、主に健康づくりと医療対策、地域包括ケアシステムの構築を業務としております。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で自己紹介を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 政武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、脇本啓喜君及び黒田昭雄君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（堀江 政武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程案のとおり、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日限りに決定しました。

日程第3. 承認第13号

○議長（堀江 政武君） 日程第3、承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、豊田充君。

○総務部長（豊田 充君） ただいま議題となりました承認第13号、専決処分の承認を求める

ことについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成28年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を去る7月21日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、去る7月1日、上対馬地区で発生した集中豪雨、及び同月13日、下対馬地区で発生した集中豪雨による災害復旧対策費に係るものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億6,456万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページに記載しています第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

第2条地方債の補正は、4ページ及び5ページの第2表地方債補正によるとするもので、災害復旧事業債を1,510万円増額し、起債限度額を31億8,020万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、10款地方交付税でございます。普通交付税を4,910万円追加しております。災害復旧事業に係る負担金等として14款国庫支出金に4,080万円、15款県支出金に450万円、21款市債に1,510万円を計上しております。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧費に4カ所109万円、林業施設災害復旧費に20カ所2,278万5,000円、2項公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧費に26カ所1,879万6,000円、河川災害復旧費に12カ所1,294万2,000円を計上しております。3項文教施設災害復旧費、文教施設災害復旧費に豆酡中学校体育館裏山法面崩壊に伴う災害復旧費として5,388万7,000円を計上しております。

なお、今回の補正に係る災害箇所は63カ所1億950万円であり、そのうち補助災害箇所は5カ所6,965万4,000円であります。

以上、簡単でございますけども、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。承認第13号、専決処分の承認を求めることについて（平成28年度対馬市一般会計補正予算（第3号））について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。承認第13号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり承認されました。

日程第4．議案第64号

○議長（堀江 政武君） 日程第4、議案第64号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま議題となりました議案第64号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容について御説明いたします。

議案集の3ページをお願いいたします。また、新旧対照表とあわせてごらんください。

なお、今回の議案につきましては、たびたびの訂正、本当に申し訳ございませんでした。深くおわび申し上げます。

今回の改正内容は、来年3月末で指定管理期間が満了する上対馬温泉渚の湯の指定管理者を公募するのにあわせて、市民の健康と福祉の増進を図るという施設の目的以外に、年々増加する海外観光客の利用者のニーズに合わせた利用状況に幅を持たせることで、応募しようとする法人等から多様な事業計画を提案していただき、かつ経営の安定化を図ることを目的に提案させていただくものでございます。

今回の温泉施設の一部を改正する条例では、別表を次のように改めるとして、別表中、渚の湯利用料金の大人を800円に小中学生を400円に改正し、マッサージ機使用を削除するとともに、備考欄中、全施設の2の項目団体割引を削除するものでございます。

なお、附則として、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 結局、この対馬市に幾つかある温泉施設のうち、この渚の湯の料金だけを改定するという内容のようですが、まず、これ今、指定管理に出していますが、前回指定管理に初めてするとき、その温泉の横のホテル用地にホテルが決まれば、その指定管理期間である間であっても、そのホテルがそこを利用したいということであれば、その指定期間にかかわらず譲渡をするということを前もって話をしておいて公募をかけるということになっていたはずなんです。今回のホテル用地に東横インさんが決まりましたけれども、その際、この温泉施設についてはどのように説明をして、今、聞くところによると、東横インさんはこの温泉施設を直接管理を求めてないということのようですが、そのあたり募集した際にはどういう形で募集をしていたのか、今現在の状況はどういうふうになっているのか、そこからまずお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） ただいまの渚の湯のホテル公募に係る件ですけども、たしか全協後、ホテル誘致について公募を改めて協議をいたしました。渚の湯は民間活力の利用という、そういうために指定管理をしている施設であって、隣のホテル用地の公募を行った際には、同時に、その指定管理施設を随契等で1社に管理させること自体が地区公民館とかそういったものに指定管理は限定をされております。そのほか法的根拠がなく、最終的に判断した結果、公募条件には含めないということになりました。

ただ、ホテル用地については、企業の幅広く公募していただくために、温泉施設の利用を条件にすることで若干応募企業の幅を狭めるのではないかなという話もあったように聞いております。

ただ、温泉施設の指定管理の公募の判断ですけども、隣にホテルを要しているということが大変大きなアドバンテージになるのではないかと考えておまして、ホテル用地の公募の際には、渚の湯の指定管理の公募に参加していただくよう説明はいたしておりましたが、市としても積極的な活用を進めているところであります。

また、渚の湯の指定管理に係る公募については、企業側には一応連絡を入れておりますが、既に温泉施設を含めない形で計画を進めており、現時点では応募がなかったというふうに認識をいたしております。

ただ、今後、三宇田地区全体を開発、振興する上では大変重要な施設と考えておまして、そ

のあたりは企業側も今後考慮していくものではないかと認識をいたしております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 6 番、脇本啓喜君。

○議員（6 番 脇本 啓喜君） 先ほど申し上げたように、一番最初、指定管理に出すときに、指定管理期間というのは決まってはいるけれども、ホテル用地に入ることがあれば、そこでその期間は終了してでも新しいそのホテルに経営させてもいいという条件で応募してもらうようにしているわけですね。その方向で、市は進めると言っていたんじゃないんですか。最初そういう提示はしなかったんですか。

私は、やっぱり今、これから日本人のお客さんもたくさん来てほしいということであると思うんですが、特に韓国の旅行者がたくさん来てる。そこが、やっぱり一番主なお客さんに当初はなってくるはずだと思ってるんですが、韓国のお客さんは、温泉が大変気に入ってらして、今、部長がおっしゃるように、大きなアドバンテージになるはずで、しかも、これは指定管理という形でいくと、ずっと市が保有していく形になるわけですね。

3 年前から公共施設マネジメントのあり方についてということで一般質問等をしてきました。この料金を上げることに關しては、私は、独立採算をとっていくためには、今、社会で一番重要視されている持続継続性——サスナビリティという言葉がはやっていますけれども、これをしていくためには必要な値上げだというふうに、ある程度私は理解しています。

ただ、何度も言いますが、この温泉施設を本当に活用していくには、このホテルに一体としてやってほしいということで、議会をお願いして、その方向で進めるというふうな答弁があったはずなんですが、全くその方向で公募はやられてなかったということになるんですか。その辺詳しくお聞かせください。無視したということですか。

○議長（堀江 政武君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） 渚の湯、前回の指定管理公募の際には、契約期間——残期間ということでありましたけども、ホテルの公募を実施することも踏まえて3年半ということで、前回の指定管理はなっているということで、そのときに、全協の折に、そういった温泉施設を含めて公募はできないのかということで協議がなされまして、市役所の内部等で指定管理について協議をいたしました。

ただ、あくまでその当時は指定管理施設ということで、指定管理施設については、随契は法的根拠がない限りは認められないというふうに判断しまして、公募には含めなかったということになっております。

ただ、言うように、公募の際には、その温泉施設等の有効活用等については、近くにそういう温泉施設がありますので、全体を考えたときには含めて考えてほしい。それから、次の指定管理

の公募の際には、ぜひ参加していただきたいというようお願いをしながら進めてきているところであります。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 何か半分答弁になっていないようなんですが。確かに議会ではないですよ。全協でそういう形でお願いして、温泉施設も含めてのホテル公募という形でということとを提案した際、その方向で進めるという答弁があつたはずですよ。なのに、そうじゃない方向転換をしたのであれば、やはり何か議会のほうにも話があつてよかったんじゃないですか。

今、もうそういう形で進んでいるのであれば、議会の場ではなく全協の場だったので強くは言えないところがあるかと思いますが、これは信義則のほうに関連してきます。議会で言ったことについて、そのように、そういう方向で進めますという答弁があつておきながら、それと違う方向に進んでいる場合は、議会のほうに何かアクションがあつてもいいかと思います。

今後と、これからそういうときには、上対馬の観光にとって重要なところですし、対馬全体にとっても重要な点ですので、方向転換があつた場合には、何がしかの御連絡をいただければありがたいと思います。もう、そこでとどめておきます。

ただ、この料金を上げることにについてですが、先ほど言いましたように、持続継続的に長く温泉を利用していただくために料金を上げていくということはいし方ないことだと思います。

ただ、ほかの施設と比べて料金がどうなのか、湯多里ランドとは整合性がとれてくるんでしょうが、ほたるの湯、それから足湯のほうですね、真珠の湯の料金と比べるとかなり高額になってきます。ということは、市民に納得してもらうだけの説明が必要だと思うんです。なぜ、ほかの真珠の湯、ほたるの湯と比べて、これだけの値上げ幅をもって議会に上げてきたのか、このあたりの説明が必要だと思います。説明のほう、市民にわかりやすく説明をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） 冒頭申しましたように、海外の観光客が大分増えております。湯多里ランドにつきましては、昨年度5万9,000人に対して、海外からのお客様が4万9,000人、84%、渚の湯につきましては、3万7,000人の利用に対して2万3,000人の海外の御利用があつております。これは62%。ほたるの湯につきましては、1万5,000人のお客様に対して2,800人の利用で17.8%、真珠の湯につきましては1万8,000人ぐらい入ってまして、20%程度の利用があつているということで、渚の湯と湯多里ランドが突出しております。

そういった点で、湯多里ランドが上限的には2,000円の入浴料になってますが、これは家族風呂が2,000円、一般の方が800円の利用料金になっております。そうしたところで800円の利用料金の上限について検討させていただきました。

なお、一般の市民の方につきましては、今までどおりの割引制度も対象にした条件を付して公募にかえたいと思っています。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 最後の部分について、ちょっとよく理解できない。今あつて回数券等は残すという意味でしょうか。

それから、ここに現行と改正案の対照表があるんですが、30人以上の団体については料金10%を割引するというのが改正後からは消えているんですが、今、答弁があつたように、韓国の団体のお客さんがかなり来てると思うんです。そういう団体に対する割引が残るのかどうかということです。

この料金になってもそういう団体が減ることはないのか、そのあたりの聞き取り調査等をされたのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） アンケート等とはっておりません。しかしながら、料金改正の目的として、応募する事業者に対して多様な割引制度も含んだ事業計画を作成していただいて、先ほど申しましたように、経営の安定化を図ってもらうことを目的に上限を800円ということで改正をさせていただいております。

割引制度等については、真珠の湯が平成31年3月まで、湯多里ランドが平成33年3月まで、ほたるの湯が平成31年3月までがそれぞれ指定管理期間となっておりますので、その間は今の割引がそのまま残ります。それをまた検討していただいて、いろいろ事業計画を提案していただければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 市役所のほうでその金額を全て決定するのではなくて、指定管理に出すわけですから、指定管理のほうでお客様のニーズに合って、それから観光客も増えて、それから市民の健康増進も図れるような料金体系を設定してもらうという答弁であつたかと思えます。ぜひ、そのあたり、今言った観光客の増加、それから市民の健康増進、このあたりが損なわれないような体系にされることをお願いしまして質問を終わります。いいです。

○議長（堀江 政武君） ほかにありませんか。10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） おはようございます。64号について重複する面もあるかと思いますが、まず1点目に、担当部長の説明がよくわからない。

先ほど割合のパーセントも話が出ましたが、そういう資料があるなら出してください。そうじ

やなきや検討しようがないじゃないですか。それが1点。

それと、先ほど話の中で、業者から提案があって、安定するためにというお話でありました。とするならば、確認ですが、行政のほうは指定管理をさせながら補助金も出しておりますが、明確に集客数を出しておりますか、どうですか。ちょっと待って、それが1点。

ということは、先ほどから話がありますが、この3年半の指定管理の中で、まず指定管理させるときに、例えば、これは何か油が高くなったか、水道料金が高くなったかよくわかりませんが、そういうのっていうのは可能性があってさせとるはずなんです。それを今までやった人たちは、もう仕方がないけ新しくなる人のために改正するというように捉えられるんですが、やっぱり少なくとも市の財産を、補助金を入れながら運営していくという形からとると、当初から遅過ぎるじゃないですか。もう契約が切れるようになってそんな話してどうするんですか。そうしたら、今までやっていた方は赤字してたんですか。それでも市はわからないでしょ、赤字になったのか黒字であったのか、報告だけなら。どうですか、そこは。

そういったことを含めて、出す資料はしっかり出していただいて、そして、もし赤字しとったら、余りその受けてた業者が、また次もとるという確信はないわけですから。公募するんでしょ。

また話は戻りますが、たしか今、同僚議員が言うように、温泉施設を含んだところのホテルが建つような話も聞いておりました。そういう中で、もし、そのホテル用地を利用する方が温泉源が要ると言うたときに、本当でそれだけの1日に出るんですか。そういうところを分析しておりますか。

さらに言うならば、日本人の客もそうですが、海外からの客も現況、比田勝地区だけを利用する人が10万程度おるのかわかりませんが、市長が唱える観光に対して、余り逆行しているんじゃないですか。料金を上げるちゅうことは優しくないじゃないですか。安くして当たり前です。受入体制の話です、私が言っているのは。

市はそういうふうに入力して、観光産業に力を入れろと言ってるわけです。でも違うじゃないですか、することが。だから、もう少し皆さんが理解できるように、こういう理由によってこう上げざるを得んのだと。誰が考えても、当初はいずれにしても観光客を相手に、今もうやってあると思いますから、これからもそうなるじゃないですか、出発点は。

そういった意味を含めて、私が一つポイントとするのは、この提案理由が、業者から聞いたとさっき言ったからね、業者の提案によると。だから、あなたはしたのかって聞いたんです。わかりますか。だから、念を押しますが、その手元に持っておる資料では、こちらは理解できないんです。もっと言うならば、1カ月か2カ月かあそこにおって、どのくらい入ってきよのかしっかりチェックしてから提案してください。そうせんと、今、受けとる人も大変じゃないですか。大変なんでしょう、確かに。あなたたちの考えは、日にちが来るまではそうやっと思った、だから

仕方がないじゃないかという考えですか。どうですか、そこ、部長。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） 先ほど私が申ししたのは、今後の指定管理者の公募の中で事業者が提案していただくということで、今の事業者の提案ではございません。上限を800円としたのは、そういった意味で、昨年度3万7,000人、25年度実績で、先ほど議員のおっしゃいました赤字のほうはマイナスの43万円、26年度がマイナスの50万円、27年度は3万7,000人になったことで黒字になっております。

それで、27年度実績をもとに精算して、800円以内で想定をして、海外の方が800円、一般利用の方が500円、それを上限にいろんな事業計画を設定していただくように、今回条例を改正したものです。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 何かよくわからんけど、そうなんでしょう。将来に指定管理となられる方のために、今回改正するということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）どうですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それは、それとしましょう。そうするならば、しっかり過去のデータを掌握してあるということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）本当に赤字ですか。本当に赤字ですか。ほかの場所もありますが、確かにいろいろな資料を出していただくときはそうであったかもしれません。

しかしながら、市長が観光産業に力を入れたと言った以上は、下がるはずがないんですから、上がっても。というのは、普通単純に考えてもそうじゃないですか。そうならば、わかるように活字に直してください。そして説明をもう一回できればありがたいです。

それでは戻りますが、市長、今、先ほどから私が言ってますように、その観光産業誘致に力を入れながら、先ほども同僚議員があってましたが、旅行者はそこを利用するのが好きなんだと。民族的にもそうなるんです。せっかく来ていただいているのに、利用料金が上がれば、もしかしたら少なくなるかもわからんじゃないですか。優しくないですよ、あなたが言っておるのは。同じ出すなら、もう少し補助金でもたくさん出して厳行しませんか、経営が安定できないなら。それで、一生懸命市長が取り組んであるものにやるのが普通の考えじゃないですか。

私から言わせてもらいますけども、どうもあなたが言っていることとやっていることが違うじゃないですか。これ見ましても、料金で2.何倍です。それということは、返しますと、今までやってきた人が相当手出ししてやったちゅうことになるじゃないですか。

そしたら、その積算ができとるんなら、やってやった人に返してやらんですか、逆に、迷惑かけましたと言って。それでも承知してやってあったわけですから。もう少しそこをしっかりと考え

ていただきたい。どうですか、市長。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今回の条例改正におきましては、まず、今度公募いたします指定管理者の公募の範囲と申しますか、その施策の範囲を広げるために料金を、これはマックスで考えるというようなことで今回上げております。

例えば新旧対照表でございますけども、３５０円が８００円ということで、この８００円の枠の中で数社の指定管理の方が、例えば８００円そのまま応募される方、そして、努力をして、今の５００円前後でサービス内容をもう少し盛り込んでされる方、そこら辺の盛り込み方によって、こちら判断もしやすくなるというふうにも考えておりますし、ここでは指定管理者の裁量によるものが大きいということで、今回このような改正を提案させていただいているところでございます。どうか御理解願います。

○議長（堀江 政武君） １０番、波田政和君。

○議員（１０番 波田 政和君） わかりました。そしたら、最後に、その今の市長の答弁ならば、一応数字は決めておりますけども、安ければ安いところに渡すんですか、どうですか。そのままでもいいですから、ちょっとそこだけ教えてください。

○市長（比田勝尚喜君） これはあくまで、その指定管理委員会の中で、安けりゃよかろうというもんじゃなくて、やはりそれだけのサービスがついてこないと採用には至らないだろうというふうに考えております。

○議員（１０番 波田 政和君） それなら、指定管理が、どなたがなるかわかりませんが、サービス面とかそういったものはやってみなきゃわからんじゃないですか。それは文書でいいんですか。あれもします、これもします、私どもは３００円でいいですって言ったら、それでいいんですか。

だから、選定委員がおって決めることはわかります。せつかく条例もやり直して一つのラインを決めるなら、同じ土俵に上げてやらないかんじゃないですか。そこの中でもちょっと少し手心を加えて、何かなるのなら少し下げたほうにやろうとかなるじゃないですか。それじゃ公平性がないちゅうことです。それが、今、市長の答弁はそこをお尋ねしておきます。そして、言わはるように、運営は運営でいいんだと。

私が市長に尋ねたのは、柱としておる観光産業に対して逆行をするんじゃないかということは、地元の安定は観光産業に力を入れて安定するんです。そうなってくると、例えば参考までに、よその温泉施設上げてないわけです。余るしこくれているんですか、そしたら。比田勝だけ足らん上げるとかさ、そういう話はないじゃないですか。

だから、同じ対馬内３つか４つかある中で、余り格差があってもおかしい話ですしね。その辺

をちょっと思うところがあります。だから、先ほどの新しく年度で公募するに当たって、広く公募するためにこうするんだと。そしたら、そうしていただいてもいいですから、その基準を何か一つ、料金だけは変えないとか、やっぱり一つはあるじゃないですか。このルールだけは侵してはいけないとかいうものがあってしかるべきじゃないかなと思っておりますので、要するに、慣れた業者と新しく入ってくる業者と、やっぱり違うと思うんです。そしたら、広く公募するならば、その考えならば、最低のラインは決めていただきたいと。そのようにしながら、安定を図るため変えるんだという認識のもとで理解したい。私がそう思いますので、よろしくお願いしときます。

以上で、いいです。

○議長（堀江 政武君） ほかに。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私、先ほどずっと聞いておったら、非常に問題があるかと思うんです。担当部長、年間の委託料、これは2,000万円ほどありますよね。そうしますと、そのベースとなる金にほぼ倍以上の入浴料を上げて、物すごい黒字が出てくるわけです。ですから、ベースを見直さないかんということを役所が考えないかんちゅうことが、もし、なかれば大きな問題です。ここらは、私はポイントだと思うんですが、市長、そういうようなことを、料金の設定をし直す中でどう思われますか。このところ、私は問題だと思うんですが、どんな考え持つとるかなと思って、非常に疑問を持っております。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 今回の料金改定の提案をする中で、この800円が損益分岐点だというふうに、私のほうも聞いております。この損益分岐点のところから、いかにそのサービス内容を盛り込んだ提案ができるかということで、先ほども申しましたように、指定管理者の総合的な判定、選定を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） その2,000万のベースは全く考える余地はないという解釈でよろしいですか。その年間の委託料の金額です。そのくらいの金額でしょ、部長さん。だから、かなりの、昨年の数字で数万の赤字ということで、その前は50万前後。そうしますと、これ、倍以上の、いわゆる入浴料がアップするわけですから、物すごい黒字になります。

だから、2,000万というのが、その中で幾らか見直さないかんということが、本当は役所側としてはないかなと思うんですが。いや、私はそう思います。そこらあたりの意見を聞くだけです。方針を決めるのは役所ですから、それは……。いいですか、そういうことで。

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほども申しましたように、この800円が損益の分岐点ということに

なりますので、その提案の内容によりまして、それが今現在2,000万なんですか。（発言する者あり）1,700ぐらいだそうでございますけども、これをいかに減少させていくかということも指定管理者を選定する上で重要な要素になろうかというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか、大浦議員は。（発言する者あり）はい。ほかに。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 脇本議員の一応関連質問みたいになるんですけど、三字田のホテル誘致のときに、私、応募する会社から何度も聞かれまして、観光商工課にずっと何回も、10回以上通いましたか、通って、温泉はどうなるやろうかということだったもんですから、温泉のことを聞いたら、指定管理中でもホテル誘致を受けたところに優先的に上げますよというあれだったんです。だから、観光商工課の言うとおりに、私は応募した会社にそれを言って、設計の中に温泉も含めて設計してもらったんです。だから、あのときの答えと、今、市長がかわれば、また別の答弁になるんですか。

前の市長のときは、温泉は指定管理中でもホテル誘致を受けたところに優先的に上げますよということだったんです。だから、設計図の中に温泉も入れて一応設計していただいたんです。だから、今の部長の答弁では全然違う答弁が来たから、私は応募した会社に対してうそついたようなあれになりますよ、これだったら。いつ、そんなふうに変更になったんですか。

私、応募した会社は、もうほんと温泉はこうですよ、こうですよ、商工課に10回も通って、温泉はホテル誘致を受けた人が指定管理中でも優先的に上げますよ、じゃ、温泉の設計も入れましょうということで設計図の中に入れてもらってるんです。それ、全然うそじゃないですか。あのときと、もう変わってしもうて、部長の答弁聞いたら全然違うようになってるじゃないですか。市長がかわったから、そんなになったんですか。（「休憩したらいいじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（堀江 政武君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） ただいまの渚の湯の指定管理の件ですけども、前回24年に当初応募して、その用地を公募したんですけども、そのときに応募がなくて、27年に改めて応募の協議をさせていただきました。そのときに、先ほど言われた全協のときに、含めたほうがよりよい活用になるんじゃないかということで御意見をいただきました。

改めてホテル用地について、用地の公募に関して温泉施設を含めるのかどうかということで協議をされております。そのときに、指定管理施設については、先ほど言いましたように、1社に随契等にする法的根拠が公民館とか地区の公共施設とかそういったものに限られるということで、そういう判断をいたしまして、公募には入れないということで、昨年27年中に決定をいたしております。私たちの商工観光のほうですか、見えられてということで、そのあたりは、私のほうでは、それはちょっと認識していないというか、そういう報告は受けておりませんので、そのこと

ころは後もって話をさせて、担当者のほうに確認をしたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 私は10回ぐらい通ってますよ。温泉はどうなるんですかちゅうことで。そしたら、温泉は指定管理中でもホテル誘致したほうに優先的にやるようにしてますちゅうことで、設計図の中に、じゃ入れてくださいねちゅうことで、入れてもらってしてるんです。ということは、私が観光商工課に行ってからずっと聞いて業者の方に言ったことは全部うそになるんですよ。今、このテレビ見てたらびっくりしますよ。何ちゅうこと言うんですか。私はずっと通ってますよ。前の市長のときはそうでしたよ。新しい市長になってから変えたようなもんやないですか、それは。私、うそつきになっていますよ、ああいう答弁やったら。そうでしょうが。そしたら、もう最初からそう言ってもらえば、温泉を含めた設計はしないんです、業者の人が。余りころころ変えないでください。（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩します。休憩の声がありますので。再開は11時15分からとします。

午前10時57分休憩

午前11時15分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

今までの質疑に対し、市長部局より答弁を求めます。観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） 先ほどからの渚の湯の指定管理のホテル誘致に係る指定管理についてですけれども、平成24年に第1回目の公募を行っております。そのときは数社協議がありまして、ただし、内容的なもの等がこちらの要求しているものとは若干違っているということで不調に終わりました。

27年に改めてホテル公募について全協で協議をさせていただきました。そのときに指定管理についてもお話が、ホテル用地を含めて指定管理に、渚の湯の指定管理もついてどうだろうかということで協議があっております。

ただし、先ほどから言っていますように、指定管理施設については、自治公民館等以外については、法律的根拠がないために随契ということがとられません。なので、ホテル用地についても、隣の渚の湯の温泉施設について、あわせて公募をかけるのはいけないと、できないという判断で公募には入れておりません。

業者のほうには、ゆえにその地域全体を考えたときには、やはり温泉施設の利用が不可欠ではないだろうかということで、指定管理者に応募をしていただきたいという話は再三いたしております。これは、当初から同じような考えであります。仕様の変更ということではなくて、当初か

らそういう方向でやってきております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ただいま説明がなされましたけど、これを含めて質疑のある方はお願いします。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 何で話がころころ変わるんですか。最初の応募の時点では、指定管理中でも一応応募して、ホテルをとった人に優先的にちゅうような言い方だったんです。観光商工課に通って何回でも私メモしてますから、メモ持ってきますよ。どういう経緯で、それが今になってから変わったか言ってください。いつぐらいから変わったんですか。

○議長（堀江 政武君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） 私のほうの認識としては、当初からそういったことで、渚の湯の指定管理者については、ホテル用地と一体的に随契みたいな形で管理をさせるというのは法的に根拠がないということで難しいと。

ただし、源泉はそこまで配管ができておりますので、源泉の利用についてはオッケーですという話はしてるということで確認をいたしておりますが、渚の湯の指定管理について応募をしていただく方向で検討してくださいというふうには話をしておりますけども、一体的に指定管理を1社に随契的なものでお願いするというような話はしてないものと思っております。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 一緒にはって言ってないんです。指定管理中ですから、指定管理でもホテル誘致を受けたところに指定管理の応募があったときには優先的に上げますよちゅうことを言ってますよ、観光商工課は。同じに募集じゃなくて、指定管理がありますから、そのときはホテル誘致を受けたところに優先的にちゅうことで、設計図の中にも入れてもらったんですから。ころころ変えんでくださいよ。頭にくる、本当もう。言うたことは、いつぐらいに、どねえ変わったんですか。あのとき言ったことと全然違うじゃないですか、今は。いい加減にしてくださいよ、そんなの本当、議会にも何もあれせんから、そういうころころ変えてから。もういいですよ、幾ら言うても一緒のことだから。

○議長（堀江 政武君） ほかに。2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今回の条例改正は、渚の湯の料金変更ということで上程されましたが、今までの同僚議員の質疑の中で、経営の安定ということでこういう料金設定をしているということが説明がありました。そのことと関連するんですけれども、ほかの、いわゆるほかにここに掲示してあります施設の料金との関連で伺いたいと思います。

渚の湯は、今回350円が800円という設定、それから真珠の湯は250円がそのまま250円、これは大人の1人のこの設定のケースを言っています。それから湯多里ランドつしま

は2,000円が2,000円のままです。それから漁り火の足湯は無料ということでなっています。それから、ほたるの湯は300円が300円のまま、そのまま現行です。

各施設の料金を見たとき、本当素朴な質問です。一番安い真珠の湯は250円、一番高い湯多里ランドは2,000円ということで、今、運営がなされているわけですが、この料金の、いわゆる差額、今度渚の湯は800円が、市長の説明では経営安定の損益のちょうど設定がということになります。そうしますと、ほかのところの金額の差額について、市民の立場で見たとき、どうしてこういう差額があるのか説明をいただきたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいまの質問ですけども、先ほど一部話をさせていただきましたが、真珠の湯の指定管理期間が平成31年3月、ほたるの湯も平成31年3月です。湯多里ランドが平成33年3月まで指定管理期間が残っておりますので、それまでの間に、おっしゃいました金額の調整はしてもらいたいと思っております。

今現在では、その金額のままだが指定管理をしておりますので、変更が平成31年3月まではできませんので、それ以後を考えてみたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） よく今の説明は、私はわからないところがあるんですが、それぞれの施設の大小とか入場者数とかいろんな違いはあると思いますし、それから施設を運営するに当たってのいろんな燃料とか燃料費の型、それから利用者の数の違いがあるにしても、余りにも一番安いところの真珠の湯の250円と湯多里ランドつしまの2,000円では10倍近くの差額があるわけです。このあたりを、やっぱり素朴な質問なんですけど、やはり説明をして市民にも納得してもらわないといけないと思うんですが、これは観光商工部長のほうになりますね。

○議長（堀江 政武君） 観光交流商工部長、俵輝孝君。

○観光交流商工部長（俵 輝孝君） ただいまのこの利用料金の設定ですけども、これは、あくまでも上限というか、例えば湯多里ランドについては2,000円ですけども、利用料については指定管理者が決定して、うちのほうと協議をするということになっています。たしか湯多里ランドについては、大人が現在800円程度だと思っております。（発言する者あり）

○議長（堀江 政武君） 市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） まず、各施設で料金の差がかなりあるということでございますが、特に、この湯多里ランドの大人2,000円というのは、これはプールの関係がありまして2,000円ということになっております。ですから、最高額がプールで2,000円ですよというようなことを理解していただければとは思っております。

それと、ほかの施設も、確かに真珠の湯とほたるの湯では若干違っておりますけども、確かに

その施設の内容にもよるものもあろうかとも思いますし、そして、またこれが、先ほど担当部長のほうからも説明がありましたように、平成31年3月まで、現在の指定管理者でいくということとで現在進めておりますので、この間は料金は変更はしないというようなことになります。

それで、今度また指定管理者が変わる折には、再度また料金改定の提案をさせていただくことになるかと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 湯多里ランドの2,000円というのがプール利用だということがわかりました。それならそれで、そのように、やっぱり資料にはわかるような表記をすべきじゃないかなと思います。

それで、その800円と渚の湯の800円が今回大体合致するような設定をされたというふう
に受けとめる。そうすると、先ほどから出ていましたように、やはりそれぞれの指定管理とはい
え、波田議員が発言されたように、やはりそのあたりの経営の内容とか等も資料として提示した
上で、今回の350円が800円ですよということ、それが湯多里ランドつしまとの兼ね合いと
か、そういうことを説明すべきだと思います。これだけ見たらわかりませんよ、この湯多里ラン
ドの値段も2,000円に変えてあるのかとか。そういう意味では、少し説明に資料添付とか、
説明の仕方にもう少し丁寧さを求めたいと思います。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかに。20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） ちょっと1点だけ、確認の意味で質問させていただきますが、
この温泉施設は旧町時代から持ち込んできた全ての施設ですよ。その中で、目的が観光を目的
とした施設と、そのまちの中で健康づくりを主にしてきた温泉とあると思うわけです。だから、
ほたるの湯あるいは足湯とか、こういったのは、もともと観光というよりも健康づくりの面が大
きいと思うわけです。だから、一度、この、今は担当部が一つにまとまっていますが、例えば湯多
里ランドでは健康づくりで健康推進課のほうですか、そちらでの利用もあっております。だから、
観光だけを目的とするのと、健康づくりということであれば少々経費がかかってもやむを得ない
のかなという面があります。それと、先ほどから800円を上限とする中で、500円で応募し
てこられる方もあるかもわかりません。

ただ、今回の指定管理者の選定については、その内容を議会のほうにもお知らせいただきたい
と。例えば、ここは800円できましたと、ここは500円ですとか、そういったことによって、
市がする負担が減額になってくる可能性もあるわけです。だから、これは12月になると思いま
すけど、指定管理の選定が終わった時点では、詳細な説明をいただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 要望ですね。

○議員（20番 山本 輝昭君） はい。

○議長（堀江 政武君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第64号、対馬市温泉施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第65号

○議長（堀江 政武君） 日程第5、議案第65号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、佐伯廣教君。

○建設部長（佐伯 廣教君） ただいま議題となりました議案第65号、工事請負契約の締結についての提案理由を説明申し上げます。

議案集の5ページをお願いします。峰総合運動公園陸上競技場改修工事につきましては、通常は、一連の工事でありますので一括発注するところですが、市内業者の施工可能な一般土木工事を1工区とし、特殊舗装工事を2工区として分割発注しております。

本議案は、峰総合運動公園陸上競技場改修工事（2工区）に係る工事請負契約を締結したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、本事業が、いわゆる全天候型舗装が主なもので、特殊な専門技術を要する工事であることから、過去の施工実績を考慮し、専門業者7社を指名し、1社辞退がありましたので、6社による指名競争入札を実施した結果、日本体育施設株式会社西日本支店九州

営業所所長神倉正法氏が1億8,996万2,237円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した2億515万9,215円で、去る8月12日、工事請負仮契約を締結しております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

参考資料を6ページ及び7ページに添付しておりますが、工事の概要につきましては、別途資料の平面図をごらんください。工種ごとに色分けをしておりますが、着色部全体の土工、緑と赤色部分の張芝工、外構工事を1工区とし、市内業者による指名競争入札を行っております。

本議案であります2工区の事業概要は、青と茶色で着色しております複合弾性舗装5,478平方メートル、セミアンツーカ舗装161平方メートルが主な工事内容でございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 直接この契約とは深くはかかわらないんですが、この全天候型になるということで、市民の方々からいろいろ問い合わせ、質問等を受けてます。その中で、特に教職員の方のほうから、せっかくやるなら、なぜ400にしなかったのかというような問い合わせが数件ありました。確かにそういうところもあるかなとは思いますが、陸上競技場の周辺の地形、それから峰ではなくて仁田、巖原をタータンにするということも考えられなかったことはなかったかとは思います。そのあたり、せっかくきょうは臨時議会で、委員会ではなくてテレビに映ってますので、市民に向けて、400メートルではなくこの形でやるようになった理由、経緯について説明していただけたらありがたいと思います。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、須川善美君。

○教育部長（須川 善美君） ただいまの御質問に回答させていただきたいと思っております。

まず初めに、全天候型への改修についてですけれども、平成23年に全天候型トラックへ改修してほしいとの要望書が提出がございました。教育委員会といたしましても、利用者であったり、あと学識経験者等広く意見を求めるために、施設改修の方向性を一応探りたいということで、峰陸上競技場の整備検討委員会を設置をいたしております。その中で、施設改修の方向性について協議を行った結果、1周300メートルの全天候型トラックへの改修という検討の結果がまとめられております。

内容についてですけれども、検討段階で、陸上競技場の場所につきましては、まず新設する場合には、市内に競技場が確保できるような土地がまずないということです。

それと改修につきましては、現在400メートルで設置をされておられます、今、議員がおっしゃいました巖原総合運動公園の陸上競技場、それと上県総合運動公園の多目的広場の2カ所が

ございましたけども、全島的な規模を開催する場合に、移動時間とか移動の経費等もございまして、現在全島大会で使用されております峰陸上競技場が島の中央部になりますので、全島的には一番いいんじゃないかなろうかということで結果をいただいております。

当然、トラックの規模等につきましても、400メートルトラックについて協議がされております。現状の向きのままで400メートルにした場合に、山手側のほうに競技場がかかりまして、工事費が膨大なものとなってまいります。

それと、方角等も検討されておまして、海側の国道沿いに変更した場合に、西部中学校のグラウンドに入り込みます。そうなった場合に、運動場機能を失うということも考えられます。

さらには、中学校の全島規模のソフトテニスの大会等が、中体連等にもなりますけども、西部中学校で開催をされておまして、全島規模の大会を開催するには必要な面数が確保できなくなるということも考えられます。

また、同じ方向でテニスコートとかトイレとか野球場としての一案もあったかと存じますが、撤去費用であつたり、総合運動公園としての機能の低下等も総合的に検討されて、現在の1周300メートルトラックへの全天候型の改修が一番望ましいという結果になっておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論、採決を行います。議案第65号、工事請負契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。議案第65号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、市長より発言の訂正申し出があつておりますので許可します。市長。

○市長（比田勝尚喜君） 先ほど答弁いたしました湯多里ランドの料金の件でございしますが、大変

申し訳なく思っておりますけども、2,000円と申しますのはプールのほうじゃなくて家族風呂のほうでございましたので、大変申し訳ございません、訂正をいたします。

○議長（堀江 政武君） お諮りします。本議会における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。整理権を議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、比田勝尚喜君。

○市長（比田勝尚喜君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

提出いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただき、御礼申し上げます。

議決いただきました契約案件につきましては、適正な事務処理に努め、速やかに対処してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様の御指導、御協力よろしくお願い申し上げます。

また、本議会終了後、全員協議会の開催をお願いしております。お疲れのこととは存じますが、御助言等賜りますようよろしくお願いいたします。

最後になりますが、皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶いたします。

○議長（堀江 政武君） 会議を閉じます。平成28年第2回対馬市議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

午前11時42分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 脇本 啓喜

署名議員 黒田 昭雄

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員